

— 「岐阜県新食肉市場基本構想」 参考資料 —

○農林水産省「畜産統計調査」	
・飼養戸数・飼養頭数・1戸あたりの飼養頭数	1
○農林水産省「食料需給表」、国勢調査	
・岐阜県内の精肉生産量・消費量	2
○飛騨牛銘柄推進協議会	
・「飛騨牛」認定頭数	2
○岐阜市「市場年報」	
・県下施設別と畜頭数	2
○岐阜県養豚協会	
・「清流の国岐阜県産ポーク」参加会員名簿	3
○岐阜県新食肉基幹市場建設促進協議会	
・主なあゆみ	4
・会員名簿	6
・規約	7
・策定委員会規程	9
○食肉流通資料	
・食肉が提供されるまで	10

肉用牛・豚の飼養戸数・頭数

出典：農林水産省「畜産統計調査」

年次	肉用牛						豚						
	全国			岐阜			全国			岐阜			
	飼養戸数 戸	飼養頭数 頭	1戸当 頭	飼養戸数 戸	飼養頭数 頭	1戸当 頭	飼養戸数 戸	飼養頭数 頭	1戸当 頭	飼養戸数 戸	飼養頭数 頭	1戸当 頭	
S35	1960	2,031,000	2,340,000	1.2	36,980	42,000	1.1	799,100	1,918,000	2.4	12,740	36,090	2.8
S36	1961	1,963,000	2,313,000	1.2	36,460	43,210	1.2	907,800	2,604,000	2.9	12,650	48,230	3.8
S37	1962	1,879,000	2,332,000	1.2	33,330	41,000	1.2	1,025,000	4,033,000	3.9	14,150	67,110	4.7
S38	1963	1,803,000	2,337,000	1.2	25,740	33,890	1.3	802,600	3,296,000	4.1	10,270	53,940	5.3
S39	1964	1,673,000	2,208,000	1.3	21,760	30,070	1.4	711,200	3,461,000	4.9	9,120	70,160	7.7
S40	1965	1,435,000	1,886,000	1.3	17,520	27,750	1.6	701,600	3,976,000	5.7	8,550	81,680	9.6
S41	1966	1,163,000	1,577,000	1.4	15,030	22,720	1.5	714,300	5,158,000	7.2	8,310	90,500	10.9
S42	1967	1,066,000	1,551,000	1.5	14,400	23,800	1.7	649,500	5,975,000	9.2	7,550	109,000	14.4
S43	1968	1,027,000	1,666,000	1.6	13,500	24,100	1.8	530,600	5,535,000	10.4	6,030	108,000	17.9
S44	1969	988,500	1,795,000	1.8	12,200	26,410	2.2	461,030	5,429,080	11.8	5,400	100,900	18.7
S45	1970	901,600	1,789,000	2.0	10,900	28,000	2.6	444,500	6,335,000	14.3	4,840	114,000	23.6
S46	1971	797,300	1,759,000	2.2	9,540	30,900	3.2	398,300	6,904,000	17.3	4,340	124,000	28.6
S47	1972	673,200	1,749,000	2.6	7,060	32,000	4.5	339,700	6,985,000	20.6	3,660	128,000	35.0
S48	1973	595,400	1,818,000	3.1	6,890	32,000	4.7	321,100	7,490,000	23.3	3,220	135,000	41.8
S49	1974	532,200	1,898,000	3.6	5,610	33,600	6.0	277,400	8,018,000	28.9	2,960	127,000	42.8
S50	1975	473,600	1,857,000	3.9	4,980	31,500	6.3	223,400	7,684,000	34.4	2,250	116,000	51.6
S51	1976	449,600	1,912,000	4.3	4,610	32,100	7.0	195,600	7,459,000	38.1	1,900	116,000	60.8
S52	1977	424,200	1,987,000	4.7	4,380	35,500	8.1	178,900	8,132,000	45.5	1,620	129,000	79.6
S53	1978	401,600	2,030,000	5.1	4,080	37,500	9.2	165,200	8,780,000	53.1	1,510	138,000	91.4
S54	1979	380,800	2,083,000	5.5	3,820	39,300	10.3	156,300	9,491,000	60.7	1,380	146,000	105.8
S55	1980	364,000	2,157,000	5.9	141,300	9,998,000	70.8
S56	1981	352,800	2,281,000	6.5	3,620	41,200	11.4	126,700	10,065,000	79.4	980	152,700	155.8
S57	1982	340,200	2,382,000	7.0	3,430	42,000	12.2	111,800	10,040,000	89.8	840	149,400	177.9
S58	1983	328,400	2,492,000	7.6	3,210	42,500	13.2	100,500	10,273,000	102.2	720	149,100	207.1
S59	1984	314,800	2,572,000	8.2	2,920	42,400	14.5	91,500	10,423,000	113.9	640	147,500	230.5
S60	1985	298,000	2,587,000	8.7	2,660	39,600	14.9	83,100	10,718,000	129.0	570	137,900	241.9
S61	1986	287,100	2,639,000	9.2	2,420	38,700	16.0	74,200	11,061,000	149.1	500	136,300	272.6
S62	1987	272,400	2,645,000	9.7	2,270	40,100	17.7	65,100	11,354,000	174.4	410	136,500	332.9
S63	1988	260,100	2,650,000	10.2	2,160	39,100	18.1	57,500	11,725,000	203.9	350	141,800	405.1
H1	1989	246,100	2,651,000	10.8	2,100	39,100	18.6	50,200	11,866,000	236.4	310	143,800	463.9
H2	1990	232,200	2,702,000	11.6	1,990	38,700	19.4	43,400	11,817,000	272.3	270	141,300	523.3
H3	1991	221,100	2,805,000	12.7	1,900	39,300	20.7	36,000	11,335,000	314.9	250	135,700	542.8
H4	1992	210,100	2,898,000	13.8	1,740	39,700	22.8	29,900	10,966,000	366.8	220	128,500	584.1
H5	1993	199,000	2,956,000	14.9	1,660	39,500	23.8	25,300	10,783,000	426.2	190	127,900	673.2
H6	1994	184,400	2,971,000	16.1	1,530	40,400	26.4	22,100	10,621,000	480.6	180	123,900	688.3
H7	1995	169,700	2,965,000	17.5	1,410	39,400	27.9	18,800	10,250,000	545.2	150	116,000	773.3
H8	1996	154,900	2,901,000	18.7	1,340	40,500	30.2	16,000	9,900,000	618.8	140	107,900	770.7
H9	1997	142,800	2,851,000	20.0	1,260	39,500	31.3	14,400	9,823,000	682.2	130	111,700	859.2
H10	1998	133,400	2,848,000	21.3	1,190	40,200	33.8	13,400	9,904,000	739.1	120	119,600	996.7
H11	1999	124,600	2,842,000	22.8	1,120	39,700	35.4	12,500	9,879,000	790.3	120	120,400	1,003.3
H12	2000	116,500	2,823,000	24.2	1,050	38,100	36.3	11,700	9,806,000	838.1	110	121,100	1,100.9
H13	2001	110,100	2,806,000	25.5	990	37,700	38.1	10,800	9,788,000	906.3	100	114,800	1,148.0
H14	2002	104,200	2,838,000	27.2	950	37,700	39.7	10,000	9,612,000	961.2	100	108,200	1,082.0
H15	2003	98,100	2,805,000	28.6	890	37,100	41.7	9,430	9,725,000	1,031.3	90	106,000	1,177.8
H16	2004	93,900	2,788,000	29.7	854	36,200	42.4	8,880	9,724,000	1,095.0	88	104,500	1,187.5
H17	2005	89,600	2,747,000	30.7	795	34,400	43.3
H18	2006	85,600	2,755,000	32.2	793	35,400	44.6	7,800	9,620,000	1,233.3	80	102,100	1,276.3
H19	2007	82,300	2,806,000	34.1	784	36,700	46.8	7,550	9,759,000	1,292.6	73	105,700	1,447.9
H20	2008	80,400	2,890,000	35.9	780	37,400	47.9	7,230	9,745,000	1,347.9	65	103,600	1,593.8
H21	2009	77,300	2,923,000	37.8	745	36,700	49.3	6,890	9,899,000	1,436.7	60	104,900	1,748.3
H22	2010	74,400	2,892,000	38.9	718	36,000	50.1
H23	2011	69,600	2,763,000	39.7	680	35,800	52.6	6,010	9,768,000	1,625.3	54	101,200	1,874.1
H24	2012	65,200	2,723,000	41.8	656	35,200	53.7	5,840	9,735,000	1,667.0	52	103,800	1,996.2
H25	2013	61,300	2,642,000	43.1	611	34,500	56.5	5,570	9,685,000	1,738.8	46	102,600	2,230.4
H26	2014	57,500	2,567,000	44.6	593	33,800	57.0	5,270	9,537,000	1,809.7	41	99,100	2,417.1
H27	2015	54,400	2,489,000	45.8	578	32,100	55.5
H28	2016	51,900	2,479,000	47.8	533	31,400	58.9	4,830	9,313,000	1,928.2	40	105,100	2,627.5
H29	2017	50,100	2,499,000	49.9	525	31,600	60.2	4,670	9,346,000	2,001.3	40	110,300	2,757.5
H30	2018	48,300	2,514,000	52.0	512	31,800	62.1	4,470	9,189,000	2,055.7	40	106,300	2,657.5
H31	2019	46,300	2,503,000	54.1	497	31,300	63.0	4,320	9,156,000	2,119.4	32	99,800	3,118.8
R2	2020	43,900	2,555,000	58.2	481	32,200	66.9
R3	2021	42,100	2,605,000	61.9	464	32,800	70.7	3,850	9,290,000	2,413.0	27	79,800	2,955.6

※網掛け部分は、グラフデータとして採用した。

岐阜県の精肉生産量、消費量

出典：①人口（国勢調査）
②粗食料（食料需給表）

年度	県内人口 (人)	粗食料／人(kg)		
		牛	豚	
H19	2007	2,102,259	9.0	18.3
H24	2012	2,064,940	9.4	18.8
H29	2017	2,010,698	10.0	20.3
H30	2018	1,999,406	10.3	20.4
R1	2019	1,988,931	10.4	20.3
R2	2020	1,978,452	10.3	20.5
R3	2021	1,960,461	9.9	20.9

飛騨牛認定頭数

出典：飛騨牛銘柄推進協議会

(単位：頭)

年度	認定頭数	
H23	2011	11,394
H24	2012	11,432
H25	2013	11,061
H26	2014	11,253
H27	2015	10,445
H28	2016	9,950
H29	2017	9,916
H30	2018	10,042
R1	2019	9,784
R2	2020	9,727
R3	2021	9,883

県下施設別と畜頭数

出典：岐阜市「市場年報」

(単位：頭)

畜種	と畜施設	2017	2018	2019	2020	2021
牛	岐阜市食肉地方卸売市場	4,132	4,164	3,933	4,077	3,869
	養老町立食肉事業センター	6,524	5,961	6,453	6,402	6,105
	飛騨食肉センター	5,907	5,998	6,064	6,104	6,138
	合計	16,563	16,123	16,450	16,583	16,112
豚	岐阜市食肉地方卸売市場	70,166	67,220	21,327	27,723	49,689
	関市食肉センター	25,128	23,781	12,968	16,628	21,861
	養老町立食肉事業センター	26,549	23,391	18,667	19,186	26,523
	合計	121,843	114,392	52,962	63,537	98,073

「清流の国 岐阜県産ポーク」参加会員名簿

参加者	住所 (農場所在地)
(有) 浦瀬畜産	岐阜市
(有) アベピッグファーム	各務原市
(有) カワセストックブリーディング	本巣市
(有) 西甲畜産	本巣市
(有) ムトウ畜産	山県市
(有) 佐野養豚	山県市
(有) ハシエダ養豚	山県市
(農) 森岡養豚	揖斐川町
菖蒲谷牧場	揖斐川町
(株) Takahashi Farm	揖斐川町
(有) 兼松農産	関市
(株) 郡上明宝牧場	郡上市
(有) 藤井ファーム	白川町
(有) カタノピッグファーム	瑞浪市
三浦畜産	恵那市
(有) 吉野ジーピーファーム	高山市、白川村、中津川市
(有) ロッセ農場	高山市
堀田農産(有)	下呂市

岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会の主なあゆみ

- H21. 5. 20 『岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会(以下「促進協」)』を発足。県内の老朽化した3箇所のと畜場の統合に向けた協議を開始。
- H25. 5. 14 市場の機能、設置場所について検討するため『岐阜県新食肉市場整備準備委員会』を設立。

≪組織概要：岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会≫

設立目的

岐阜県の食肉基幹市場の早期建設を実現するため、強力かつ積極的に事業を推進し、更なる「安心・安全」な食肉の安定供給体制を確立するとともに、県産ブランドの向上に資する。

会員名簿

会 長：熊崎金良(岐阜県食肉事業協同組合連合会長)

顧 問：早川捷也(県議会議員)

会 員：岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、中津川市、恵那市、養老町
JA(全農岐阜県本部、農協)

団体(県獣医師会、県畜産協会、県家畜商組合、県肉用牛協会、県養豚協会、飛騨牛銘柄推進協議会、飛騨・美濃けんどん推進協議会、美濃ヘルシーポーク銘柄推進協議会、県食肉事業協同組合連合会)

オガザバー：岐阜県

事務局：岐阜県食肉事業協同組合連合会内

- H26. 4. 11 促進協臨時総会で「市場機能を有した食肉処理施設を1箇所に整備すること」、「養老町内に設置すること」を決議。
- H27. 7. 31 事業計画を策定するため促進協内に『作業部会』を設立。
- H28. 4. 28 作業部会において作成した『作業部会報告書(想定施設規模・建設費・建設費負担割合案)』を促進協通常総会にて報告。
- H29. 8. 10 平成29年度通常総会で県下市町村加入、5地域理事選任。
- H30. 4. 6 促進協から(株)岐阜県畜産公社に対し、「岐阜県食肉基幹市場建設事業」の事業主体を依頼。
- R1. 12. 20 豚熱発生等により今後の先行きが見通せないことから、(株)岐阜県畜産公社への事業主体の依頼を一時的に撤回。

- R1. 12. 25 促進協総会において以下について決定。
○引き続き3と畜場の統合に向けた活動を行うことを確認。
○と畜場管理者を理事に追加。
- R2. 3. 24 促進協役員会において、次年度の活動方針及び事業計画を協議し、部会設置（市町村部会・生産者部会・施設整備部会・施設運営部会）を決定。
- R2. 11. 9 『市町村部会』において食肉基幹市場建設に係る理解醸成を図るための研修会を開催。
- R4. 5. 31 促進協役員会において(株)岐阜県畜産公社に新食肉基幹市場建設に係る運営主体の受託要請について決定。
- R4. 6. 20 (株)岐阜県畜産公社臨時株主総会で運営主体の受託を決定。
- R4. 7. 12 促進協役員会において、(株)岐阜県畜産公社の運営主体受託を報告するとともに、『基本構想・基本計画策定委員会(以下「策定委員会」)』の設置について検討。
- R4. 8. 8 促進協総会において策定委員会の設立を承認。

《組織概要：基本構想・基本計画策定委員会》

・ 設立目的

新食肉基幹市場建設に係る基本構想・基本計画を策定するため、各組織の専門的観点より協議を行い、基本構想・基本計画策定により会の発展に資する。

・ 委員名簿

委員長：松岡謙(岐阜県食肉事業協同組合連合会長)

副委員長：西村寿文(全農岐阜県本部長)

委員：岐阜市、中津川市、養老町、(株)岐阜県畜産公社、
(一社)岐阜県畜産協会

アドバイザー：岐阜県

事務局：全農岐阜県本部内

- R4. 11. 8 第4回策定委員会において、基本構想(案)を承認。
- R4. 12. 27 促進協第3回役員会において、基本構想(案)を承認、(株)岐阜県畜産公社に新食肉基幹市場建設に係る基本計画の策定依頼について決定。
- R5. 1. 18 (株)岐阜県畜産公社臨時株主総会で基本計画の策定を決定。
- R5. 1. 26 臨時総会において、基本構想(案)を承認。

岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会名簿

《会員》

《令和4年12月15日現在》

所 属	代表者名
岐阜市○	柴 橋 正 直
大垣市	石 田 仁
高山市○	田 中 明
多治見市	古 川 雅 典
関市	尾 関 健 治
中津川市○	青 山 節 児
美濃市	武 藤 鉄 弘
瑞浪市	水 野 光 二
羽島市	松 井 聡
恵那市	小 坂 喬 峰
美濃加茂市	藤 井 浩 人
土岐市	加 藤 淳 司
各務原市	浅 野 健 司
可児市	富 田 成 輝
山県市	林 宏 優
瑞穂市	森 和 之
飛騨市	都 竹 淳 也
本巣市	藤 原 勉
郡上市○	日 置 敏 明
下呂市	山 内 登
海津市	横 川 真 澄
羽島郡岐南町	小 島 英 雄
羽島郡笠松町	古 田 聖 人
養老郡養老町○	川 地 憲 元
不破郡垂井町	早 野 博 文
不破郡関ヶ原町	西 脇 康 世
安八郡神戸町	藤 井 弘 之
安八郡輪之内町	木 野 隆 之
安八郡安八町	堀 正
揖斐郡揖斐川町	岡 部 栄 一
揖斐郡大野町	宇 佐 美 晃 三
揖斐郡池田町	岡 崎 和 夫
本巣郡北方町	戸 部 哲 哉
加茂郡坂祝町	柴 山 佳 也
加茂郡富加町	板 津 徳 次
加茂郡川辺町	佐 藤 光 宏
加茂郡七宗町	加 納 福 明
加茂郡八百津町	金 子 政 則
加茂郡白川町	佐 伯 正 貴
加茂郡東白川村	今 井 俊 郎
可児郡御嵩町	渡 邊 公 夫
大野郡白川村	成 原 茂

所 属	代表者名
(一社) 岐阜県畜産協会○	村 下 貴 夫
(公社) 岐阜県獣医師会○	石 黒 利 治
全国農業協同組合連合会 岐阜県本部◎	西 村 寿 文
岐阜県家畜商協同組合○	可 児 登
岐阜県肉用牛協会○	辻 直 司
岐阜県養豚協会○	吉 野 毅
飛騨・美濃けんとうん普及推進協議会	山 内 清 久
飛騨牛銘柄推進協議会	山 内 清 久
美濃ヘルシーホーク銘柄推進協議会	阿 部 浩 明
岐阜県食肉事業協同組合連合会○	松 岡 謙
ぎふ農業協同組合	櫻 井 宏
西美濃農業協同組合	小 林 徹
いび川農業協同組合	堀 尾 茂 之
めぐみの農業協同組合	山 内 清 久
陶都信用農業協同組合	古 川 敏 之
東美濃農業協同組合	細 江 成 徳
飛騨農業協同組合	谷 口 壽 夫
㈸岐阜県畜産公社○	矢 野 昌 彦
中濃ミート事業協同組合○	早 瀬 敦 史
養老食肉事業協同組合○	田 中 政 司

○は役員 (◎は会長)

《顧問》

所 属	氏 名
岐阜県議会 議員 <small>〔岐阜県畜産振興議員連盟 会長〕</small>	猫 田 孝
岐阜県議会 議員 <small>〔岐阜県畜産振興議員連盟 事務局長〕</small>	村 下 貴 夫
岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会 <small>〔元会長〕</small>	熊 崎 金 良

《アドバイザー》

所 属	氏 名
岐阜県 (農政部長)	雨 宮 功 治

会員：62組織 (県下全42市町村含む)

役員：15組織

顧問：3名

アドバイザー：1組織

岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、岐阜県の食肉基幹市場の早期建設実現を促進するため、強力かつ積極的に事業を推進し、消費者に対し更なる「安全、安心」な食肉の供給体制を確立するとともに、「飛騨牛」や「まるっとうんまい清流の国岐阜県産ポーク」などの岐阜県産ブランドの向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 建設促進に必要な調査、研究、啓発及び関係機関との協議
- (2) 岐阜県、その他の関係機関に対する陳情及び請願等
- (3) その他、本会目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する団体とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内（職域・地域・団体の代表者）
- (2) 監事 2名以内

2 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選出する。

3 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とし、役員会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員任期中に異動がある場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、本会を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は本会の業務遂行に努める。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会および部会・委員会とする。

2 総会、役員会および部会は、会長がこれを招集する。

3 委員会は、委員長がこれを招集する。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回これを開くものとする。

ただし、会長が、特に必要があると認めるときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会においては、次の事項を決議するものとする。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 目的達成に関する決議等に関する事
- (5) 役員選出に関する事
- (6) その他会長が必要と認められた事項に関する事

3 総会の議長は、会長または会長が指名したものが行う。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、理事、監事で構成し、会長が必要に応じてこれを開くものとする。

2 会長がその都度必要と認めたる者を、参加させることができる。

3 役員会は、次の事項について審議し、決議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会で委任された事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議決権)

第12条 総会(役員会)の決議は会員(役員)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

また、書面による総会(役員会)の決議は会員(役員)の過半数の同意に基づいて行う。

(部会等)

第13条 会長は、協議会の円滑な運営を行うための協議を行う部会並びに委員会を設置することができる。

2 部会並びに委員会の規程は別に定める。

(会計)

第14条 本会の会費は、負担金及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、全国農業協同組合連合会 岐阜県本部に置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この規約は、平成21年5月20日から施行する。

平成29年 8月10日 一部改正を行う。

令和 2年 7月13日 一部改正を行う。

令和 4年 8月 8日 一部改正を行う。

岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会 基本構想・基本計画策定委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、新食肉基幹市場建設に係る基本構想・基本計画策定にあたり岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会（以下「本会」という。）の規約第13条の規定に基づき、基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、それに関する必要な事項を定める。

（委員会の役割）

第2条 委員会は、新食肉基幹市場建設に係る基本構想・基本計画を策定するため、各組織の専門的観点より協議を行い、基本構想・基本計画策定により会の発展に資することを役割とする。また委員会には岐阜県をアドバイザーとして参加させることができるほか、策定した基本構想・基本計画（案）について、評価の専門性・公平性・透明性を確保するため、必要に応じ外部の専門家等を招聘し意見を聞くものとする

（構成員）

第3条 委員会の委員は、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会役員より選任する。

（委員会の役員）

第4条 委員会には委員長並びに副委員長を置く。

2 委員長は、当該委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて、委員長名で招集する。

2 委員会において必要があると認めるときは、委員長は関係者に対し、意見を求めることができる。

3 委員長は本会の役員会において協議経過並びに結果を報告し、また、総会において報告を求められた場合には、その都度、協議経過の報告を行う。

4 委員会において要望事項があれば、本会の役員会において要求することができる。

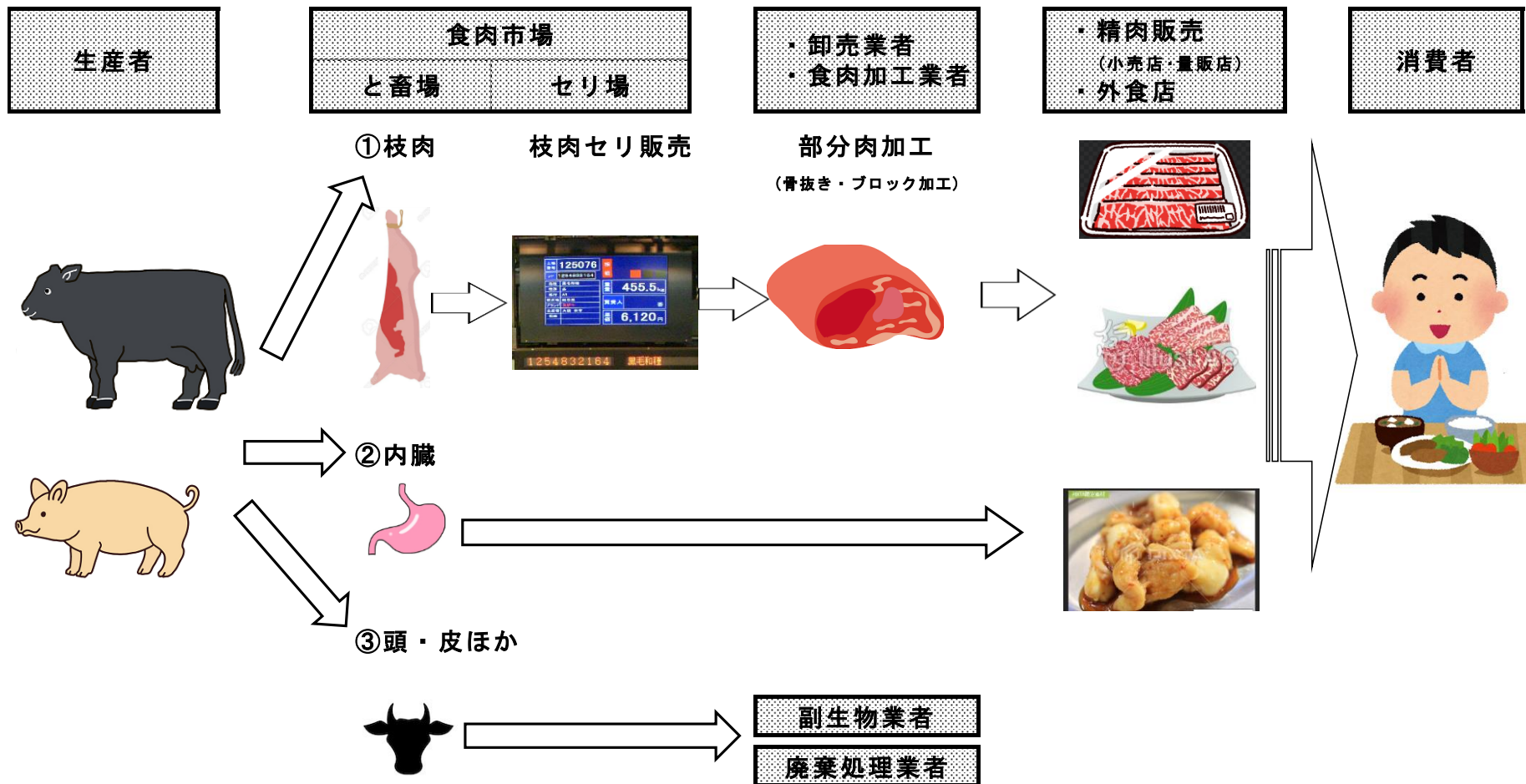
（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和4年8月8日から施行する。

食肉が提供されるまで



発 行 令和5年1月
制作・編集 岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会
岐阜市宇佐南4-13-1
電 話 090-6079-4043